

令和7年度

**生活保護法  
一般指導      指定医療機関  
                        (第四部)**

中国残留邦人等に対する支援給付のあらまし

八王子市福祉部  
福祉政策課

# 1 支援給付の概要

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（中国残留邦人等支援法）」

## 【対象】

先の大戦により、本邦に引き揚げることができず、本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等

## 【支援】

老齢基礎年金を受給してなお生活の安定が十分に図れない場合に、本人及び配偶者に支給

## 【給付】

支援給付は生活保護法の規定の例による  
(中国残留邦人等支援法第14条第4項)

## 2 支援給付の対象者

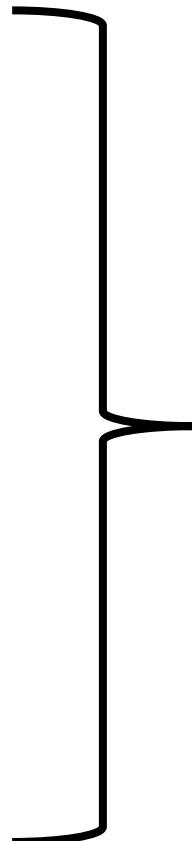
老齢基礎年金の満額支給の対象となる方※<sup>1</sup>とその配偶者※<sup>2</sup>で、世帯収入が一定の基準に満たない方

※<sup>1</sup> 老齢基礎年金の満額支給の対象となるのは、所定の要件に該当し、厚生労働省へ申請し、調査・認定を受けることが必要

※<sup>2</sup> 原則として、永住帰国の前から継続して配偶者である方が対象（例外規定あり）

### 3 支援給付の種類

- 生活
- 住宅
- 医療
- 介護
- 出産
- 生業
- 葬祭



各支援給付の内容・基準

…生活保護法の規定の例  
による

# 4 支援給付の実施機関

## 支援給付の実施責任者

都道府県知事、区長、市長及び福祉事務所を設置する町村の長

所管区域内に居住地、現在地を有する要支援者に対して支援給付を決定し、実施する義務を負う。

八王子市では・・・

市長が支援給付の決定、実施する。

※ 生活保護では福祉事務所長が決定、実施

## 5 指定医療機関

中国残留邦人等に対する医療支援給付のため、医療を担当する機関は、指定を受けることが必要

…平成19年度以前

生活保護法による指定を受けている医療機関は中国残留邦人等支援法の指定を受けたものとみなす。

…平成20年4月1日以降

生活保護法に基づく指定を受けた際に中国残留邦人等支援法による指定を兼ねる。

# 6 生活保護との運用上の主な違い

## (1) 実施機関

中国残留邦人等への支援給付は八王子市長が行う

担当所管 八王子市福祉部福祉政策課

## (2) 指定医療機関の受診手続き

受診方法 本人は「本人確認証」を窓口に提示

⇒受診後に氏名・生年月日をお知らせください。  
後日医療券を送付します。

【参考】本人確認証様式 [※]

(表)

本人確認証 NO ○○	写真
氏 名 ○○ ○○	
生年月日 昭和△△年△△月△△日	
性 別	
住 所 八王子市○○町△△一△	
上記の者については中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の支給決定されていることを証明する。	
発行日 令和6年4月1日 八王子市長 初宿 和夫	
この確認証の有効期間	
令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までとする。	

(裏)

注意

- (1)この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。
- (2)この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出してください。
- (3)この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。
  - ①御本人が支援給付を受けなくなったとき。
  - ②確認証の記載事項に変更があったとき。
  - ③確認証の有効期間が満了したとき。
  - ④確認証が使用に耐えなくなったとき。
  - ⑤確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。
- (4)医療機関で受診する際には、この確認証を窓口に提示して下さい。

連絡先 八王子市福祉政策課 TEL 042-621-2330

[※] 有効期間は5年間としています。更新時に細部が変更される場合があります。

## 7 中国残留邦人等のオンライン資格確認の対応について

生活保護制度では、本市では、令和6年3月1日から医療機関・薬局の窓口において、生活保護利用者がマイナンバーカードを提示することで資格情報（医療券・調剤券等を含む）をオンラインで確認できるようになっています。

また、健康保険証廃止に伴い、健康保険加入者、生活保護利用者はマイナンバーカードを利用した資格確認を行います。



中国残留邦人等の支援制度では、当面の間オンライン資格確認等は導入せず、現行どおりの発券方式を継続  
⇒引き続き、本人確認証の提示により受診します。